

280 - 1495
令和2年10月8日

宮崎県行政書士会会長 殿

宮崎県県土整備部管理課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた登録基幹技能者講習の
講習修了証有効期限の取扱い等について（通知）

平素より、本県の県土整備行政の推進に格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長から別添のとおり通知がありました。

令和2年3月6日から令和2年12月31日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合には、特例的に、一律令和2年12月31日までの間は有効期限を超過していないものとして取り扱うこととされましたので、お知らせします。

問合せ先

担当：建設業審査担当 一政、沖米田

電話：0985-26-7176